

第 1 1 回 上 島 合 併 協 議 会						
開 催 年 月 日	平成 1 6 年 2 月 1 2 日 (木)					
開 催 場 所	岩城村生活文化センター 1 階大集会場					
開 会	午後 1 時 2 0 分					
出 席 委 員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 眞登	5	委員 島根 亀夫	6	委員 原山 公男
	7	委員 田名後豊重	8	委員 土居 計彦	9	委員 横川 武広
	10	委員 林 栄一	11	委員 大林 清孝	12	委員 毎木 正博
	13	委員 濱田 光	14	委員 沼田 裕章	15	委員 松原 彌一
	16	委員 児玉幸治郎	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登まゆみ
	19	委員 森本 義之	20	委員 池本 福治	21	委員 村上 京子
	22	委員 澤田 年光	23	委員 加納 清二	24	委員 西村 孝子
	25	委員 横井 昇一	26	委員 大林 貞光		
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 泉原 光雄	2	委員 森山 月美	3	委員 相原 博昭
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 事務局報告 幹事会報告 (3) 議決事項 議案第 11 号 平成 15 年度上島合併協議会補正予算(第 2 号)について (4) 協議事項 協議項目第 22 号 合併協定書(案)について (5) その他 合併調印式について 今後のスケジュールについて 住民説明会について					
閉 会	午後 2 時 4 0 分					

松崎事務局長	それでは定刻が参りましたので、早速始めさせていただきたいと思えます。 只今より、第 11 回上島合併協議会を開催致します。 まず、本日の会が委員 29 名のうち 26 名の委員の方々に出席いただいておりますので、規約第 10 条第 1 項の規程により、過半数以上の出席がありますので、この会が成立することを報告致します。 それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここからは規約第 10 条第 2 項の定めるところによりまして、これからの議事の進行につきましては、会長に議長をお願い致します。会長、お願い致します。
木下会長	本日、委員の皆様には何かとご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 先日ある新聞に、平成の大合併は現在、胸突き八丁を迎えているというような記事がありましたが、当協議会は平成 14 年 8 月以来、協議を重ねまして、皆様のご尽力により段々と大詰めに近づいております。本日の協議に続きまして、10 月の目標に向けて、その大事な起点となる調印式を来る 2 月 26 日に行うべく、県とも協議しながらその準備を進めておるところでございます。総意に基づいて着実な進展を願い、委員の皆様の更なるご理解とご配慮をよろしくお願いを申し上げます。 それでは、会次第に従いまして、本日の協議を進めて参ります。早速、議題に入ります。 始めに、協議会の会議録署名人の選任についてであります。岩城村の田名後委員、魚島村の大林貞光委員をお願いを致します。 続いて、報告事項であります。事務局と幹事会の報告をそれぞれ続いで行います。
森本事務局員	それでは、事務局報告を行います。資料の 1 ページをお開きください。 まず、事務局において、年度末を控え、平成 15 年度補正予算案の作成を行い、幹事会へ提出致しました。 次に合併調印式の準備の方を行っております。合併協定書案の作成や調印式典の実施要領等協議を行い、準備に取りかかっております。 最後に各種事務事業の打合せ会が行われております。電算統合について、総合調整部会や各担当者レベルによる分科会の開催等、新町立ち上げのための準備調整が進められています。 なお、建設計画におきましては、前回の協議会の後、直ちに愛媛県へ事前協議を行っておりまして、18 日頃には回答が送付される見通しでございます。その後、直ちに正式協議を行いまして、調印式までには異議がない旨の回答がいただけるものと思われまます。ご了解の程よろしくお願い申し上げます。

大船事務局次長	それでは、続いて第１７回の幹事会報告を致します。資料２ページをご覧ください。 まず、第１７回目の幹事会を、２月５日午前９時１０分から弓削町総合庁舎３階第１会議室で、幹事８名、事務局５名の計１３名が集まり行いました。 内容と致しましては、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、まず最初に、報告事項として「事務局報告」、「幹事会報告」２件の報告を、議決事項として「平成１５年度補正予算（第２号）について」、協議事項として「合併協定書（案）について」、また、その他と致しまして「合併調印式について」、「今後のスケジュールについて」、「住民説明会について」の３件を委員の皆さんにお知らせすることと致しました。 さらに、新町の組織・機構について、すでに第６回協議会で確認しております調整方針に基づきまして、行政組織の確立に向け、原案を作成し協議を行いました。 以上で、第１７回の幹事会報告を終わります。
木下会長	報告が終わりましたが、内容につきましては、特に議題の中で出てくるものでございますので。 続いて、（３）の議決事項に入ります。議案第１１号、平成１５年度上島合併協議会補正予算（第２号）についてをします。事務局から説明致します。
松崎事務局長	それでは、平成１５年度上島合併協議会補正予算（第２号）について説明致します。資料の５ページをお開きください。 平成１５年度上島合併協議会補正予算（第２号）。平成１５年度上島合併協議会の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，８７０万円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。 それでは、事項別明細書により説明致しますので、資料の９ページをお開きください。 まず、歳入でございますが、１款負担金、１項負担金、１目負担金を５００万円増額します。これは、説明にも書いてありますとおり、魚島分の合併準備補助金でございます。この合併準備補助金につきましては、今年度は生名村、岩城村の合併準備補助金分をもって財源とし、平成１６年度に魚島村分を財源とする予定でございましたが、平成１６年度は１０月１日の合併により半年しかなく、補助金がつくかどうかかわからないので、今

	年度申請した方がよいとの県からの指導もありまして、今年度追加で５００万円増額するものであります。でありますから、次年度は今年度単独分、前々回の第９回の協議会で８０万円ずつ各町村、計３２０万円の補正をしておりましたが、その分以上の分につきましては、次年度に繰り越しまして、次年度の財源とする予定にしております。 次に、２款県支出金、１項県補助金、１目県補助金の１６０万円の減額であります。これは合併準備補助金を増額することによりまして、国費対象事業分と県費対象事業分との重複している分を減額するものであります。 資料の１０ページをお開きください。４款諸収入、２項雑入、１目雑入の２１０万円でございますが、これは平成１４年度にも実施しましたが、国土交通省の実施しております事業、市町村合併に伴う広域的なまちづくり事業に伴うものであります。今年度は、市町村合併に伴う橋、道路等交通体系の影響等をコンサルに委託し、検討調査するものであります。以上、今回の補正は５５０万円をもって財源と致します。 次に、歳出の説明を致します。資料の１１ページをお開きください。１款運営費、１項会議費、１目会議費の９節旅費１０万円でございますが、協議会、並びに幹事会分の費用弁償分を１０万円、１１節の需用費１１０万円でございますが、コピー用紙他の消耗品と合併調印式祝賀会の経費４０万円を見込んでございます。１４節の使用料及び賃借料の１６万円は、合併調印式での別船代１６万円を見込んでございます。 資料の１２ページをお開きください。１款運営費、２項事務費、１１節需用費１０万円は、先程歳入で説明致しました国土交通省の市町村合併に伴う広域的なまちづくり事業に伴う事務費で、主に消耗品でございます。２款事業費、１項事業推進費、１事業推進費、９節旅費１０万円は普通旅費、１１節需用費１９５万円は建設計画及び概要版、それから協定書の増刷等を見込んでございます。１３節委託料２００万円は広域的なまちづくりの調査委託料を計上しております。以上、歳出合計５５０万円を計上しております。 簡単ですが、説明を終わります。
木下会長	議案第１１号の説明が終わりました。これにつきまして、何かご質疑ございませんか。
横川委員	はい。
木下会長	どうぞ。
横川委員	あの１２ページ、平成１５年度市町村合併に伴う広域まちづくりの調査

森本事務局員	委託、この内容がどのような内容で、今現在どのような状況になっているか説明いただきたいと思います。 これにつきましては、四国地方整備局の管内でございまして、まず3つの地域に分かれてやっております。一つは地方都市地域、それから離島地域、中山間地域ということで、離島地域が上島地域ということで調査に入っているわけですが、合併を進めている具体的な地域の事例としてそれぞれの地域の特性を踏まえて、現状把握、課題の抽出、対応方策の検討を行い、今後の市町村合併とそれに合わせた広域的なまちづくりの推進の参考となるデータベースを作るというものでございます。 特に上島につきましては、離島相互の交通アクセス及び島内交通の整備の方を検討を致しまして、これについての提言なりをまとめてくるということになっております。 現在、調査の方はすでに、建設計画等のこともありますので、パシフィックコンサルの方との契約になると思いますけれども、現在の今までに行ったデータをもとに、新たに交通関係を中心と致しまして検討を、具体的な架橋後の交通体系とかですね、離島間での交通体系の方をいかにしていったら良いかというのを限定的に調査をするというものでございますが、これから進んでいくところでございます。3月の上旬には中間報告が出まして、3月末までにはその報告書というのが作成されると思います。以上です。
木下会長	他にございませんか。 それではお諮り致します。議案第11号、平成15年度上島合併協議会補正予算（第2号）について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり確認されました。 続きまして、協議事項でございます。協議項目第22号、合併協定書(案)についてを協議致します。説明願います。
松崎事務局長	それでは説明を致しますが、その前に資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の18ページをお開きください。そこにあります8番「町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて」となっておりますが、「について」を消していただきたいと思います。それと、9番の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」の「について」を消していただいたら

	と思います。同じく、資料２２ページの１４番「機構及び組織について」の「について」を削除していただけたらと思います。 それでは、協議項目第２２号合併協定書（案）について簡単に説明させていただきます。 この合併協定書といいますのは、関係団体の長が法定協議会が行ってきた合併協議の内容を最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについて、それぞれの団体の議会に議案を提出する根拠となるべきものでございます。 従いまして、当協議会におきまして、平成１６年１月２２日に開催しました第１０回の協議会におきまして、すべての協議項目の確認が済みしましたので、ここに合併協定書を作成致しまして、調印を行うものでございます。 資料の１５ページをお開きください。平成１４年８月２０日に開催した第１回の上島合併協議会から、平成１６年１月２２日の第１０回上島合併協議会までに確認致しました大項目２１項目、小項目を入れますと４３項目の協議項目につきまして、資料の１６ページから３３ページまでに記載しております。内容につきましては、今までそれぞれの協議会で確認したとおりとなっております。すでに事前に資料を配布しておりますので、ご確認いただいたものと思いますので、ここの内容につきましての説明は省略致します。 次に、資料の３４ページに調印書と致しまして「弓削町、生名村、岩城村及び魚島村は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号）第３条第１項の規定に基づく上島合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。」として、４ヶ町村長が署名調印するようにしております。また、資料の３５ページ以降に、立会人と致しまして、愛媛県知事と４ヶ町村長を除く合併協議会の委員２５名の方々に署名をしていただくようにしております。 以上、簡単でございますが、合併協定書の説明とさせていただきます。
木下会長	協議項目第２２号、合併協定書（案）について説明が終わりました。これにつきまして、何か質疑等ございましたらお願い致します。
池本委員	はい。議長より合併協定書についての質問がないかということでございますが、先程、説明者の中で、第１０回までの協議会におけます、すべての協議が終了したと言われました。それにつきまして、その後調印というようなことを言われておりますが、協定書の中の第１０回目の協議会の内容につきまして、前回、私が１０回目の時にいろいろと議長とやりとりをしたのですが、その件につきましてどのようなになったか、私はぜんぜん存

	じておりません。と言いますのは、議事録署名者に私と岩城の方がなっておられると聞きました。その署名をせずに、今回の第１１回を審議されることについて、少々疑問を持っているわけでございます。 私が提案した内容が、どのような形で、どのように内容が変更されておるのかお知らせ願うのと同時に、このような形を、まず、議長さんにお尋ね致します。このような形ができたということの署名者の責任、記録署名者の署名が無いのにもかかわらず、次回の１１回に進まれたということの責任の認識などをどのようにお考えでしょうか。議長にお尋ねします。お願い致します。
木下会長	建設計画について、いろいろとあなたからお話がありましたが、別に変更することにもなっておりませんし、あのまま原案どおり確認されたはずです。
松崎事務局長	それとですね、議事録の方はあのままの言葉をそのまま議事録にさせていただきます。訂正するとか、省くとか、あの席で言ってたんですが、今作っている議事録では一切してございません。 これから回っていくと思いますが、省くようにはしていません。一点だけ「議事録を省きますよ」と言った部分だけ省いております。以下は池本委員さんの意見もそのまま載せておりますし、答弁したこともそのまま変更せずに作成して、署名をいただく段取りにしております。
池本委員	議事録というのは、私が発言して、ご答弁されたのはここにおられる議長であります。議長はですね、すべて適当な言葉でもってとか、あるいは、訂正して皆さんにご承認をいただくということになっておりましたが、ぜんぜん訂正されてなくて、協定書につきましてすべて終わりましたということはおかしいのではないですか。それで、私は前回の議事録をぜんぜん見てないんですよ。もちろん署名も捺印もしておりません。前回のそういうことが、皆さんに認識されて承認をされて、本日の協議会に臨むのなら私は話がわかりますけれど、そのようなことを議長がおっしゃいますことは納得がいかないんですが。
木下会長	私もあなたの言っていることがよくわかりませんが。
池本委員	わからんというのはちょっと。
木下会長	協定書は皆さんの意でここで確認されております。訂正するとか何とかという言葉は一切ございません。

池本委員	訂正する言葉は一切ないと言われましたが、ここにおられる方は、私が以前質問したことはすべて聞かれておると思います。適当に訂正して皆さんにご承認をいただくということになっておったわけです。ですので、あなたが今、全然そういうことは言っておりませんということはちょっとおかしんじゃないですか。
木下会長	私が訂正と言ったのは、消防庁との関係のことについては発言を訂正すると言っただけで、中の確認事項の内容を訂正ということは一切されていないことです。
池本委員	あの、今回そういうことがあるかと思ひまして、前回の１０回の資料を持ってきたのですが、それでその中の、私がこれから読み上げますが、第１０回の合併協議会の資料でございますが、前回私が何を言ったかと申し上げますと、消防の広域化のことでご質問をしたと思うのですが、広域化という問題は、非常に上島地区におきましては、今治地区にもっていったらどうかというような県からの要望がありますので、私が言ったのは、広島県、具体的に言えば因島とそういうような問題を投げかけるのはどうかというお話をしたんですが、そして、訂正箇所というのは、おそらく第１０回の２ページにあります、こんなことを申し上げても皆さんのお手元にはそのような資料がございませんので愚問になりますが、それと広域化の問題について、消防庁舎の建設については、これは今治の方に行くのなら必要ではないんじゃないかと申し上げたと思います。その問題につきましては適当に、そういえば適当という言葉を使われました、適当に私の方で修正して皆さんにご納得のいくような形で致しますと、ご記憶ございませんか。
木下会長	私がそういうことを言った記憶も事実もございません。今日、議事録の原稿はここに来る前に目を通して参りました。
池本委員	私以外の方でも、なるほどそういうことを言っていましたという方もおられると思いますが、私も自分の言ったことははっきりと覚えております。ですので、要は議事録署名者が指名されて、そういうような形がないのにも関わらず、今回の協定書すべてが終了したということについて矛盾があるのではなかろうかと、こういうように思うわけです。
木下会長	あの時ですね、前回にあの協議事項は、みんなの意によって確認されました、訂正もせずに。そのことをしっかりと皆さんご記憶されておると思います。

池本委員	訂正もせずと言われても、議長の方で、それは適当な言葉で訂正させてもらいます、と言われたはずですよ。ですので、それはおかしいんじゃないかと私は思いますが。それにも関わらず、これがすべてそのものの文章でされておるということは、当日ですね、私が何を議長に提案し質問したのかわからないということになりますかね。
木下会長	その時の質問には、それぞれ全部ちゃんと答えてます。そういうものを経て…。
池本委員	答えておるんだったらそういうような修正された議事録が出るわけですね。
木下会長	修正ということは一切確認事項の中にはありません。
池本委員	適当という言葉、適当に直して、と言われたじゃないですか。
木下会長	そんなことは言っておりません。
池本委員	そりゃおかしい。これはどなたか録音してるんだったら出してみてください。それは、私ははっきり覚えてます。 それはもうよろしいです。でも、私は気持ちの上では納得いきませんが、ここの協定書、今日までの第10回までの協議事項がすべて円満に協議され、皆さんに同意を得たということについては、私はそうは考えておりません。そういうような問題があるにも関わらず、議長の方からそのようなご答弁がされていることは非常に不愉快に考えますけれども、仕方の無いこと、皆さんが判断することでありますので、そのように受け止めます。 それからもう一つ、ついでに言わせてもらいますと、ここで調印式の件がちらっと出てきましたので言わせてもらいますと、調印式というのは、すべてのいろいろと皆さんが上島町になる約8,000人の方々のニーズが結集されて、そして新町の施策について理想な新町はどうであるかということが、よく審議されてきたはずなんです。そういう中で調印式をするわけですから、やはり一住民の目線に立って、やはりその不服の無い、私はそういう合併がなされるならば全然、一住民としてならば不満な点、言い残した点、いろいろな問題があろうかと思えますけれども、やはり再度何回となく繰り返し、住民の意識を、見方を尊重していかなければいけないのではないかと思います。合併調印式というのも、早、すでに今日の皆さんの承認も得ずして、調印式の案内状が来ておりました、私の手元に。それは、今日の皆さんの合意を得て、発送するべきものではなかろうかと思えます。そのあたりの議長のお考えを聞かしていただきたいのですがい

	かがでしょうか。
木下会長	あなたほど頭が良くないんで、言っていることがよく理解できませんので、事務局の方から説明させます。
松崎事務局長	まず1点、案内状が先に行きましたということなんですが、先に第10回の折に、26日の予定でしておりますと、調印式を予定しておりますと、事前には会長の方から連絡はしてると思っています。それから今回の分については、協定書のことについてご確認していただくということで、事務局の認識としましては、協定書に載せております協議事項については、すべて確認をされておるというふうに解釈をしております。 そういう意味において、先に日程調整、26日と事前に言っておりますので、そのように調整した次第であります。それから、日にちも2月26日ということでございますので、私どもの日数もございませんので、早くご案内をしなければいけないということで早めにさせていただきました。以上なんです。
池本委員	急ぐということは非常に良くわかりますけど、やはり、ものには順序がありますよね。ですので、そのあたりをわきまえてやらないとおかしい形になるんじゃないでしょうかね。 もう一つ、この協定書の中で重大な事に気が付いたんですが、今まで10回までというのは非常に長い時間がかかっております。また、皆様のご努力、そして議長の骨折り、そういうものについて私は非常に、途中から入りましたけれども、いろいろと勉強させていただきました。その中に重点事業ということで、上島架橋ということはどこを開いてもあったと思います。けれども、その上島架橋についてちょっとお尋ねしたいんですが、8回目でしたか、8回か7回目の時に私がちらっと議長の方にお尋ねしたことがあります。上島架橋はどうなっているんでしょうかということなんです。それ以降、重点事業としての架橋のことは、橋を架けようじゃないかと、みんなの総意でもって実現させようじゃないかという声が、だんだんとそういう言葉が小さくなったと気がするのはいずれでしょうか。なにかしら、協定書がここにきて皆さんがどのようにお考えかわかりませんが、その橋の問題については、どのあたりまで交渉が進展しているのか、あるいは、どのあたりまで交渉をしているのか、私にはわかりませんので、今までの背景もご存知でありますし、そういう進捗状況も全部把握されておられます議長に再度ご質問しますが、現状はどうなっているのでしょうか。よろしくお願いします。
木下会長	架橋の問題と協定にどういう関連があるのかよくわかりませんが、架橋

	については、これまでその都度、状況については報告して参りました。それ以上でも以下でもありません。 ただ、予算要求の点につきましては、県の事業でございますので県が行っております。現在ご承知のように、国で新年度予算の会議が行われているところでございますので、これの結果を受けなければ、我々は何とも申し上げることはできません。このことについて、考え方が低調になったとかそういうことではありません。折に触れ、我々は、その点は努力しておりますし、加戸知事も非常に強い意志を持って、国の方と折衝されているようでございます。
池本委員	先程の議長のご答弁につきまして、私は全然と言ったら失礼になりますが、私の最初の質問につきまして忠実にお答えを願いたいと思うのですが、これは県の仕事だから県に聞いてみないとわからんとか、ということではなしに、こちら上島としてですね、4ヶ町村のトップとしてどのようなお力添えをいただいているのか、そして県の方はどのような反応をしているのか、もう少し具体的にお答えいただきたいのですが。
木下会長	ちょっと問題が外れておりますので、ちょっと休憩致します。 (休憩中)
木下会長	それでは、再開致します。
池本委員	はい。先ほどの続きではないです。私はひと言だけ言わせてもらいます。日本語は非常に難しいものだなと、言葉使いは難しいものだなあと感じました。 それで、一つだけご確認をいただきたいと思うのですが、先ほどの私の質問の中で、議長がご答弁していただきました。それは、あなたはピントが外れておりますと、このようにおっしゃいました。私はピントが外れた質問をしたので皆さんにお詫びをしなければならない。協定書の中に謳っていないことは申し上げたつもりはないんですけども、そんなピントが外れたことを皆さんの前で貴重な時間をお借りするということは非常に申し訳ないと思います。ここで申し上げます。議長は私にピントが外れておると言われました。どうしてそのようなことをおっしゃたのか、お聞かせ願ひまして、その考え方についてご説明をいただければ幸いに存じます。よろしくお願いします。
木下会長	私はピントが外れておるとか言った覚えはありません。

池本委員	ここにですね、皆さんこれだけの方がおられます。先程、議長がおっしゃいました、自分の吐いた言葉をもうお忘れでございますか。あなたの言うことはピントが外れておると、今さっき言われたじゃないですか、休憩の前に。そのようなことで、私は言ったことがありませんというのは、私はどういう考え方なのかなと思うのですが、いかがなものでるか。
木下会長	あなたの質問には私は答弁できませんので、ちょっとここで代わりに副会長の田尾村長に答弁していただきます。
池本委員	いや、私は議長に質問してるのだから、田尾村長が答弁する必要はございません。それは木下議長に質問してるんだから。
木下会長	私はピントが外れておるといことは言いません。
池本委員	言いませんゆうて、皆さんどうなんですかね。先程、皆さんの前で言われたことに責任を持ってくださいよ。そんな自分の言ったことが、私は知りませんとか、もう忘れたんですかね。休憩する前に言われたじゃないですか。まあ、私は言うておりません、知りませんというならもうよろしいです。もうここでそんな論議をしても皆さんに申し訳ありませんので。それじゃ、ここまでにさせていただきます。ありがとうございました。
木下会長	他に何かございませんか。
横川委員	はい。生名村議会を代表致しまして、１０日の日に生名村議会で、今回の合併協定書、それに調印式の関係について協議会を開きました。合併はやらなければならないというのは、議員の皆さん全員思っていることでもあります。しかし、その中であえて今回の合併協定書、それから調印式、この問題についていろいろ意見が出ておりますので、その意見を集約はしてないですが、それぞれの要旨を簡単に述べたいと思います。 まず、今回の提出されている今後のスケジュール、こういった表を全員協議会に提出されました。２月２６日の調印式、３月議会の議決事項、そして１０月１日合併、このスケジュール表が出されて、一応、生名村議会としては、合併の時期が尚早ではないか、という意見が大半を占めましたことをここに申し上げておきます。 理由は、まず第１点、離れ離れの島同士は、先程、池本委員が言いましたが、架橋が第一条件であるということを、生名村の村長は議会、そして村民の前ではっきり言ってます。架橋の問題は、木下議長も言うておられますし村長も言うておられます。予算化が目の前に迫っていると言われておりますが、確約はできておりません。これを村民、議会、住民にきちっ

	と納得する形を説明して欲しいということが言われております。 次に第2点、住民懇談会の問題であります。これは昨年8月、その前に建設委員会で、議員並びに住民に内容をきちんと説明して、意見の集約を早い段階で行うということを建設委員会で議決案件として出されております。それが、1月26日の協議会で私が質問するまで、なんら手を打ってなかったということは、あまりにも住民を無視した今回の調印と合併、そういう問題が議会として意見を出されております。すなわち、今回の調印並びに10月1日目標の合併は時期尚早ではないかという意見が大半を占めております。 そして第3点、今治地区の合併は、この上島地区の合併において、避けては通れない事実であります。その今治地区の合併が、2005年1月を目標にしていると聞いております。しかし、そこにはやっぱりいろいろな問題が提起されていると聞いております。その今治の合併を前に、上島地区はなぜ島部消防組合、あるいは老人ホーム協議会を脱退してまで、協定書にはっきりと出ております、なぜ脱退してまで早く合併を急ぐのか、これを議会から質問事項が出ております。 以上3点について、それともう1点、先ほど池本委員が言われました、県の消防体制の見直し、指導がある中、予算と住民の安心を約束するためにも広域で進めるべきではないか、これは議会の意見として出ています。以上3点について回答をお願いしたいと思います。
木下会長	この協議会は、第1回以来、いろいろ検討し、確認し、決めたことに基づいて進めております。生名の議会はどのようなものか、私にはよくわかりませんので、そういう点について副会長の田尾村長から答えていただきます。
田尾副会長	副会長に答弁をとということですが、10日の協議会で議員さんからいろいろ質問がございましたが、私が説明したとおりでございますので、ここで繰り返す必要もないと思います。もし、忘れておられるんでしたら協議会の議事録がありますので私の考え方があります。私は信念を持って答弁したわけでございます。横川議員さんもよくご存知だと思います。ここで言えば言えるのですが、これは生名の協議会の議会のことなので、ここで私は言う必要がないということです。
横川委員	いいですか。回答はわかっています。その上に立って、生名村の議会の意見を述べさせていただきました。あくまでも、3月議会に諮る議決権は議会にある、これはまぎれもない事実であります。いずれかの協議会の席で議会とは関係ないじゃないか、という言葉もいただきました。しかし、議会は、あくまでもこの合併を推進することを目標に、それなりに議会とし

木下会長	でも考えております。そういったことをできるだけ無視しないで、ある程度意見は取り入れるよう要望して質問を終わります。 他にございませんか。 特にないようでございますので、協議項目第22号、合併協定書（案）につきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。 ご異議なしと認めます。よって、この案に従いまして進めて参りたいと思います。 その他でございますが、それぞれ事務局の方より説明します。
松崎事務局長	それでは、合併調印式について説明致します。 この合併調印といいますのは、先程も合併協定書の方で説明しましたが、関係団体の長が、法定協議会が行ってきた合併協議の内容を最終的に確認し、その内容に基づいて合併することについて、それぞれの団体の議会に議案を提出する根拠となる合併協定書に、調印並びに押印するものがあります。 従いまして、1月22日に開催しました第10回の協議会において、第1回の協議会のときにお示ししました21の項目につきまして、すべて協議項目の確認が済みしましたので、合併調印を行うものであります。 資料の40ページをお開きください。次第としては、協議会の担当としては、このようにやっていきたいと思っております。1番目に開式の辞、それから2番目に会長あいさつ、それから3番目に合併経過報告、4番目に合併協定書調印、調印は合併協定書の説明を致しまして、4ヶ町村長が署名押印しまして、それから立会人として愛媛県知事に署名をしていただく、それから協議会委員の皆様は立会人として署名をしていただくというように考えております。それから、来賓祝辞でございますが、来賓祝辞は愛媛県知事と愛媛県議会議長にお願いする予定としております。それから、閉式の辞を行いまして、式典終了後、記念撮影も予定しております。 出席者につきましては、協議会委員と、配席表を見ていただいたらわかると思うのですが、各町村の議会議員、それから収入役、教育長、全員出席いただければ79名の予定としてございます。式自体は15時、3時から16時までと、弓削町の老人福祉センターを予定しております。それから、そこまでの交通アクセスですが、海上タクシーを使いまして、会場前の桟橋へ着けるように予定してございます。 次に簡単でございますが、祝賀会も予定しております。同じ場所で調印式終了後、直ちに行う予定にしております。開宴を致しまして、協議会長

森本事務局員	あいさつ、それから乾杯の音頭を愛媛県知事にいただきまして会食、最終的に万歳三唱をして閉会とする予定としております。参考までに会場図、今の予定で調印式、祝賀会の会場図を添付しておりますので、ご参照していただけたらと思います。 合併までのスケジュールでございますが、今日の協議会后、2月14日、15日に、先程、住民説明会が遅いといわれましたが、住民説明会を予定しております。事務局の不手際で、大変遅くなりましたことをお詫びしておきます。 住民説明会、2月14日土曜日、午前中魚島村、午後から弓削町、それから2月15日、午前中生名村、午後から岩城村を予定しております。それから、2月26日に合併協定書の調印を行いまして、3月の中旬ぐらいに各町村の3月定例議会に合併議案を上程したらと思っております。議会議決後、4月の初旬に愛媛県知事へ廃置分合の申請を行う予定です。それから、6月の県議会に諮りまして、議決後、愛媛県知事が総務省の方に申請するようになります。そうしますと、8月中旬か9月の初旬ぐらいに総務大臣による合併の告示が行われる予定になります。その告示後、告示によりまして合併ができるということになります。 以上、簡単ですがスケジュールについての説明を終わります。 続きまして45ページの方ですが、住民説明会を説明させていただきます。 協議会主催によりまして、上島合併住民説明会を実施することと致しました。先般の協議会でもご要望のありました懇談会ではありますが、今の時点では協定項目の協議も終了致しまして、また、建設計画の内容につきましても、県への正式協議を残すのみとなりましたので、住民説明会を実施し、住民の皆さんにより一層理解を深めていただくのが最善ではなかろうかと実施を予定致しました。ご了解の程よろしくお願い致します。 内容につきましては、実施要領にあるとおりでございます。まず、出席の方でございますが、協議会委員さん、幹事会委員の皆さんには、ご出席いただきますようご案内申し上げます。内容でございますが、事務局からこれまでの経緯及び現在までの協議結果と、上島新町のまちづくりについての説明を致したいと思います。協議結果の内容につきましては、資料の16ページから33ページまでの合併協定書の内容と同一のものを配布したいと思います。それから、上島町のまちづくりについては、次の46ページからつけています建設計画の概要版を用いまして、ご説明したいと思っております。 概要版の内容につきましては、建設計画の将来像と基本方針、新町の施策等を抜粋して取りまとめたものでございます。 以上、簡単でございますが、説明を終わります。
--------	--

木下会長	説明が終わりました。説明のと通りの予定をもちまして、今後の協議会のいろいろな事務等を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを致します。
横川委員	先程、長々と言いましたが、このまま、はい、そうですかと言って帰れば、それで済むんでしょけれど、今後のスケジュールということで44ページに出てます、3月初旬から3月中旬にかけて、各町村議会による合併議案の議決というのがあります。これは私が、先程、生名村の議会の意向、大半を占めているというのが、やっぱりまだ説明が納得できていない、時期尚早ということを言われております。このまま、3月の議案議決に出されると非常に合併に対する議会の前向きな姿勢が壊れる危惧がありますが、今後のスケジュール、変更する意図があるのかないのか確認したいと思います。
松崎事務局長	10月1日を目標に合併するということになれば、3月の議会で議決後、4月の下旬に県の方に申請しなければ、総務省告示が間に合わないということなので、この3月の議会に諮らなければ10月1日の合併は間に合わない、事務局と致しましては、10月1日合併するということをご確認いただいておりますので、そのとおりに事務は進めていきたいと考えております。
横川委員	先程の協定書の内容では、一応10月目標ということで、先程から今治地区の動向、これに対して明確なる回答はうやむやにされたんですが、そういった周りの情勢を見ながら、目標ですから、あくまでも。これは変えることができないのかどうか。
松崎事務局長	協定書の中にある、目標とするという文言を変えるのかということになるかと思います。10月1日を目標とするということで調印式をして、調印書に署名押印して、それ以後延ばすのか、言葉では目標とするとなっておりますが、それは非常におかしいのではないかと、するのであればその時点で、例えば11月1日にするとか12月1日にするとかと変えておくべきではないかと、今の時点で10月1日を目標とするということですので、するのであれば、10月1日に向かってするように手続き上は進めていくべきではないのかと思います。
横川委員	先程も生名村の議会の意向ということで提言、話をしたわけですが、合併の離脱だけは、私はどうしても委員として避けたいところがあります。だから、それを今のまま、このままいくとかやっぱり、どのようになるかわ

土居委員	からないですけど、非常に怖い部分があるので、会長、副会長、今後話し合う機会もあると思います。あくまでも目標となっておりますから、ここらあたりが譲れるところがあれば再考していただきたいというふうに思います。以上、終わります。 はい。弓削町の土居でございます。先程、生名の横川委員さんがいろいろ生名議会の状況等について説明ございました。確かに、私も議会に対する説明というのが遅れておるといとか、不足しているといとか、そういうところはあると思います。あくまでも、このスケジュールというのはですね、予定でございますから、１０月１日に向けて合併を目指すということで、これから住民説明会もございますし、各町村の議会の議決も諮られるわけでございますから、当然、万歳万歳、賛成賛成というわけにはいかないというふうに思います。住民の方からもご意見ございましょうし、議会の方からも当然不平が出るといいます。それによりまして、大きな訂正があればまた協議会で頑張らないといけないと思いますけれども、若干の訂正やら時間をかけてのご説明で、町民さん、議会に了解してもらおうというのが、当然出てくるものだと思いますので、このスケジュールを１日も変えずに今後もやっていくというのではなくて、あくまでも目標だということでご理解いただけたらよろしいんじゃないかと思います。以上です。
池本委員	よろしいですか。 要望を１件申し上げます。それは、議事録署名者の問題ですが、私が先程からご説明させていただきましたけれども、議事録署名者というのは、私は１０回の時に私と岩城の方になっております。あくまでも、記録署名者というのは、ただ名前を書いてハンを押せばいいのだというようなものの考え方の人が、かなりおられるようでございますが、署名者になりますと、やはり、その時の議事録を閲覧して、それが妥当であるか、正当な理由の下にこうなんだというような、一つのそれなりの責任があると思います。ですので、今回のような１０回目の議事録の署名捺印ができないということになしに、やはり１１回目の今日のような協議会がなされるまでに、すでに署名者の方の確認が得られるように、これからは、たくさんのそういったことがあろうかと思いますが、事務局の方でいろいろ都合もございましょうけど、そのような形で頑張ってください、署名者の承認をいただくようお願いを致します。
松崎事務局長	事務局の方と致しまして、今回の議事録が遅れたについては、陳謝致します。
池本委員	ついでに、１０回目の議事録はいつ頃できるのでしょうか、ちなみに。

松崎事務局長	明日くらいには持って帰っていただけるのではないかと。お二方おられるので、どちらが先になるかわかりませんが、もう出せると思います。今日、うまくいけば持って帰っていただけるかと。
池本委員	はい、わかりました。くれぐれも先程の要望につきましては、よろしくお願いを致します。以上です。
木下会長	以上をもちまして、本日の協議会を閉会致します。いろいろと至らざる ところの多い議長で、スムーズな運営ができなかったことをお詫び申し上げ、これで閉会と致します。どうも、ありがとうございました。 以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。 平成16年 月 日 署名委員 署名委員